

京都市告示第 233 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 10 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科音羽緯 3 号線	山科区音羽八ノ坪48番地の 1 地先から	旧	メートル 113.50	メートル 0.70 ~ 5.85
	同区音羽珍事町28番地の 1 地先まで	新	113.50	1.14 ~ 3.92
南第四経 6 号線	南区東九条南烏丸町36番地の30地先から	旧	23.00	5.95 ~ 6.10
	同町36番地の27地先まで	新	23.00	5.94 ~ 6.10
南第四緯31号線	南区東九条南烏丸町36番地の27地先から	旧	23.60	5.80 ~ 11.90
	同町36番地の24地先まで	新	23.60	6.00 ~ 11.70
南第四緯35号線	南区東九条南烏丸町36番地の24地先内	旧	7.90	6.00
		新	7.90	6.00 ~ 12.10

(建設局土木管理部道路明示課)